

NPO法人そばネットジャパン

団体正会員会費について

1 会費改定期日 令和7年4月1日

◆団体正会員の会員数別の会費金額一覧

種別	会員数	会費金額
A 会員	所属する会員数が5人以下	10,000 円
B 会員	所属する会員数が6人以上 10 人以下	15,000 円
C 会員	所属する会員数が 11 人以上 20 人以下	20,000 円
D 会員	所属する会員数が 21 人以上 30 人以下	25,000 円
E 会員	所属する会員数が 31 人以上	30,000 円

2 団体正会員所属者数申請書の提出

改正会費は毎年度当初の団体正会員に所属する数によって決定することになりますが、所属者として申請するのは団体正会員の判断となります。

今年度は改めて別紙1「団体正会員所属者数及び団体正会員会費納入届出書」を全ての団体正会員に提出いただくことになります。

3 上記届出書を提出後、速やかに届出た会費を指定の口座に振り込みをしてください。

3 振込先

・埼玉りそな銀行 南浦和支店 普通 4018718 トクヒ)ソバネットジャパン

・ゆうちょ銀行 普通 記号 10350 番号 08945481

他の金融機関からの振込の場合

店名 ○三八(ゼロサンハチ)店番 038 普通 0894548

トクヒ)ソバネットジャパン

(参考)

◆団体正会員に所属する構成員の権利等について

- 1 団体正会員に所属する構成員は、総会の議決権は有さないが、技能検定、そば学検定受検、その他の事業で会員と非会員の区別をする場合は、会員の権利を有する。
- 2 技能検定の段位認定者、そば学検定の学位授与者は会員、非会員に限らず段位認定名簿、そば学学位名簿に登載される。
- 3 毎年度当初、団体正会員に所属者名簿の提出を義務付けているのは、会員、非会員の区別が必要な事業において、会員の資格確認のためであり、団体正会員に所属する構成員の全てとは限らない。

例えば、団体正会員に所属する構成員が段位認定名簿に掲載されているとしても、その者が今後、新た受検やそばネットジャパンの事業に参加する意思がない場合、提出する所属者名簿に登載しないことも可能であり、当該団体の段位認定名簿に登載されている人数と提出された所属者名簿が少ないこともある。したがって、団体正会員の申請人数により区分を決定する。

別紙1

団体正会員所属者数及び団体正会員会費納入届出書

1 団体正会員名称

.....

2 連絡責任者

.....

3 連絡先(TEL)

.....

4 団体正会員会費

円

所属者数	会費のランク(記号)	会費の額(a)	既納入額(b)	納入額(a-b)

5 団体所属者名簿の提出

上記会費の根拠となる令和7年6月1日現在の別添「団体正会員所属者名簿(様式1号)」を提出してください。(既に提出済みで、変更のない団体は不要です。)

6 振込先

.....
・埼玉りそな銀行 南浦和支店 普通 4018718 トクヒ)ソバネットジャパン

・ゆうちょ銀行 普通 記号 10350 番号 08945481

他の金融機関からの振込の場合

店名 ○三八(ゼロサンハチ)店番 038 普通 0894548

トクヒ)ソバネットジャパン

振込人名義

※ 振込人は必ず、団体の名称か代表者名としてください。

上記以外の場合、振込団体を特定できませんので振込人名義を下記に記載してください。

振込人氏名(カタカナ)

.....